

税制調査会の設置、運営に関する資料

1 内閣府本府組織令（平成12年政令第245号）（抄）

第二章 審議会等

（設置）

第40条の2 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本府に、次の審議会等を置く。

（省略）

（省略）

税制調査会

（税制調査会）

第41条 税制調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する基本的事項を調査審議すること。

二 前号に掲げる諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

2 前項に定めるもののほか、税制調査会に関し必要な事項については、税制調査会令（昭和37年政令第156号）の定めるところによる。

2 税制調査会令（昭和37年政令第156号、昭和37年4月24日公布）

（最終改正 平成12年6月7日政令第303号）

（組 織）

第1条 税制調査会（以下「調査会」という。）は、委員30人以内で組織する。

2 調査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

3 調査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（会 長）

第2条 調査会に、会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員、特別委員及び専門委員）

第3条 委員及び特別委員は、学識経験のある者のうちから、専門委員は、財政経済又は税制に関し専門的知識のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、特別委員及び専門委員は、非常勤とする。

(幹 事)

第4条 調査会に、幹事25人以内を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員及び特別委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(部 会)

第5条 調査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議 事)

第6条 調査会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 調査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

第7条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶 務)

第8条 調査会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において財務省主税局総

務課及び総務省自治税務局企画課の協力を得て処理する。

(雑 則)

第 9 条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他調査会の運営に関し
必要な事項は、会長が調査会にはかつて定める。

3 税制調査会議事規則（昭和37年8月10日）

（改正）昭和55年3月10日

平成10年10月23日

平成12年12月13日

（ 会 議 ）

第1条 会議の日時及び場所は、会長が定める。

第2条 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。

第3条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

第4条 会議の議事録は、幹事において記録し、会長の命により、これを公表する。

第5条 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、傍聴者、傍聴場所、傍聴手続など公開に関し必要な事項を定める。

第6条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

（ 部 会 ）

第7条 第1条から第4条まで及び第6条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

（ 小委員会 ）

第8条 税制調査会において、調査審議すべき事項につき、議案の整理、細目の調査審議その他の必要があるときは、会長が小委員会を置くことができる。

第9条 小委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長がこれを指名する。

第10条 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員、特別委員及び専門委員のうちから、会長がこれを指名する。

第11条 小委員長は、小委員会の事務を掌理する。

第12条 小委員長に事故があるときは、小委員会に属する委員、特別委員及び専門委員のうちから、小委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第13条 第1条から第4条まで及び第6条の規定は、小委員会の議事について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「小委員長」と読み替えるものとする。

税制調査会幹事

内閣官房内閣審議官	財務省主計局長
内閣法制局第三部長	財務省主税局長
内閣府大臣官房長	国税庁次長
経済社会総合研究所次長	文部科学省大臣官房長
金融庁総務企画局長	厚生労働省大臣官房長
総務省大臣官房長	農林水産省大臣官房長
総務省自治財政局長	経済産業省経済産業政策局長
総務省自治税務局長	中小企業庁事業環境部長
法務省大臣官房秘書課長	国土交通省大臣官房長
外務省経済局長	環境省総合環境政策局長
財務省大臣官房長	